

13. 6. 25
第 305 号

自大正十三年六月十八日起至七月止

野田榨油株式会社労働紡織に関する件

千葉縣東葛飾郡野田町野田榨油醸造株式会社使用
職工による組織等、日本労働組合同盟野田聯合会より於ては、本
月初より幹部等と関する協議、其の間に於ては、
野田聯合会會長は支部及び工場幹部を召集し、待遇改善
に關する要請条件、提出書の協議等と関係し、其の結果
果、工場一社在の如き要請要求との決りあり

西子木条件

一 解雇手当の決定の件

一 労働者側 日給百二十円を支給する事

一 労働者側 労働者側は、一ヶ月に於て、三十日分を増すとす

一 労働者側 一ヶ月に於て、一ヶ月に於て、四十日分を増すとす

財團

協

周

會